

相談・申出等への対応状況一覧

1 相談・申出等の件数 (平成15年10月～16年3月)

	相談等をした者		相談等の手段(当初)					計
	女	男	電話	郵便	来所	FAX	Eメール	
問合せ(制度に関するもの)	1	1	2					2
相談(個別の事案に関するもの)								0
申出(推進委員への申出)	4						4	4
合計	5	1	2	0	0	0	4	6

2 相談の状況

	15年10月～16年3月の相談件数	うち他の機関に引継・紹介した事案
県の施策に関するもの	0	0
人権侵害の事案	0	0
家庭関係		
職域関係		
学校関係		
地域社会関係		
その他の個人間の関係		
合計	0	0

3 申出への対応状況

	15年4月から9月の申出件数	15年9月末処理未了件数(A)	15年10月から16年3月中の申出件数(B)	左記(A+B)への対応の状況				
				調査終了	他の機関へ引継	調査しないこととした事案	申出人からの取下げ	処理未了
県の施策に関するもの	3	0	2					2
人権侵害の事案	0	1	2	1		2		0
家庭関係								
職域関係			(1)			(1)		
学校関係								
地域社会関係		(1)	(1)	(1)		(1)		
その他の個人間の関係								
合計	3	1	4	1	0	2		2

(相談・申出件数累計)

相談等をした者	平成14年度	平成15年度	合計
問合せ(制度に関するもの)	2	3	5
相談(個別の事案に関するもの)	9	2	11
申出(推進委員への申出)	5	7	12
合計	16	12	28

(区分の定義)

問合せ：制度に関する一般的な問合せ

相談：個別の事案に関するもので、次のいずれかであると判断されたもの

- ・男女共同参画に関する事案でないもの

- ・男女共同参画に関する事案ではあるが、推進委員が処理するよりも、他の救済機関等に申出することがより適当な事案

申出：申出書等による推進委員への申出